

定年した時



会社より
定年退職祝金 50,000 円
※定年式にて現金で支給

健康診断



会社より
 毎年1月～2月に開催
年1回 (費用は会社負担)
※オプション診断については有料

永年勤続表彰



会社より
永年勤続表彰金
 ◇20年勤続 50,000 円
 ◇30年勤続 100,000 円
※特別休日7日間、1年間有効で連続して与える

インフルエンザ 予防接種 助成金



会社より
年1回 1,500 円 (1人1回のみ)
※領収書要

FCFより 永年会員ほう賞記念品

○会員の資格取得日から起算し、それぞれの
 給付対象年数に達した時
 ◇10年勤続 11,000 円
 ◇20年勤続 14,000 円
 ◇30年勤続 25,000 円
※各金額相当の品を給付

電話相談 窓口相談 サービス



社内相談窓口
 ○メンタルヘルスに関する事や、コンプライアンス
 に関する事を総務部内に設けています専門職員が
 ご相談に応じます。

社外相談窓口
【健康・医療に関する相談】
 ○医師・保健師・看護師など経験豊かなスタッフが
 ご相談に応じます。
0120-691-324(24時間年中無休)
【介護に関する相談】
 ○ケアマネジャーなどの有資格者が、
 傾聴・アドバイスなどで相談に応じます。
0120-582-090(24時間年中無休)
【メンタルケアカウンセリング相談】
 ○心理カウンセラーによるカウンセリング、又は
 日本各地のカウンセリングルームにて、心理
 カウンセラーによる面談カウンセリングを
 ご提供します。
 ◇電話相談 年中無休 9:00～20:30
0120-065-056
 ◇面談予約受付 平日 9:00～17:00
 (土・日・祝日・12/31～1/3を除く)

特別表彰



会社より
特別表彰金
 ○特別表彰委員会の選考のもと、
 表彰内容により金額が決定

FCFより 結婚記念品

○会員が婚姻届けを提出して満25年(銀婚)
 及び満50年(金婚)に達した時
 ◇銀婚 10,000 円
 ◇金婚 20,000 円
※各金額相当の品を給付

出張した時



会社より
 ◇執行役員・部長・統括マネジャー
 日当 2,000 円
※研修の場合 1,500 円
 ◇マネジャー 日当 1,750 円
※研修の場合 1,250 円
 ◇リーダー以下及びシニアスタッフ
 日当 1,500 円
※研修の場合 1,000 円



株式会社 福岡市民ホールサービス
☎810-0001
 福岡県福岡市中央区天神5丁目1-23
 TEL 092-751-6474
 FAX 092-761-2414
 URL <https://fhs.fukuoka.jp>

福利厚生 まるわかり GUIDE BOOK

結婚した時

会社より **結婚祝金 30,000 円**
 特別休暇…入籍または挙式の当日から起算して1年の間に7日間以内(当日の前後連続とする)

FCF より **結婚祝金**
 ◇初婚 20,000 円 ◇再婚 10,000 円

※FCF…福岡市中小企業従業員福祉協会(正社員のみ加入)

こどもが生まれた時

会社より **出産祝金 10,000 円**
 特別休暇…妻が出産する時、出産の当日から起算して30日の間に4日間以内(連続でなくてよい)

FCF より **出産祝金 10,000 円**
 ※会員又は、会員の配偶者が出産した時、子1人につき

こどもが入学した時

会社より **入学祝金**
 ◇高校 7,000 円
 ◇短大・専門学校 10,000 円
 ◇大学 15,000 円

FCF より **入学祝金**
 ◇小学校 10,000 円
 ◇中学校 10,000 円
 ※生計を同一にする子1人につき

こどもが義務教育を修了した時

FCF より **義務教育修了祝金 5,000 円**
 ※中学校を卒業、生計を同一にする子1人につき

その他の休業制度

会社より **【育児休業】**
 ○入社1年以上の従業員で、子が1歳6ヶ月に達する日まで。(最長2歳まで延長可)

【介護休業】
 ○入社1年以上の従業員で、介護開始日より1回あたり93日間の範囲内で、対象家族につき3回まで介護休業を取得可能。また、介護対象の家族が1人の場合は年間5日、2人以上の場合は10日を限度として介護休暇を取得可能。

不幸があった時

会社より **弔慰金**
【従業員が死亡した時】
 ※労働災害で死亡した場合は倍額支給

◇正社員 100,000 円
 ◇契約社員・嘱託社員・シニアスタッフ 50,000 円
 ◇パート・アルバイト 30,000 円

【配偶者・子女が死亡した時】
 30,000 円 ※服喪期間7日間特休

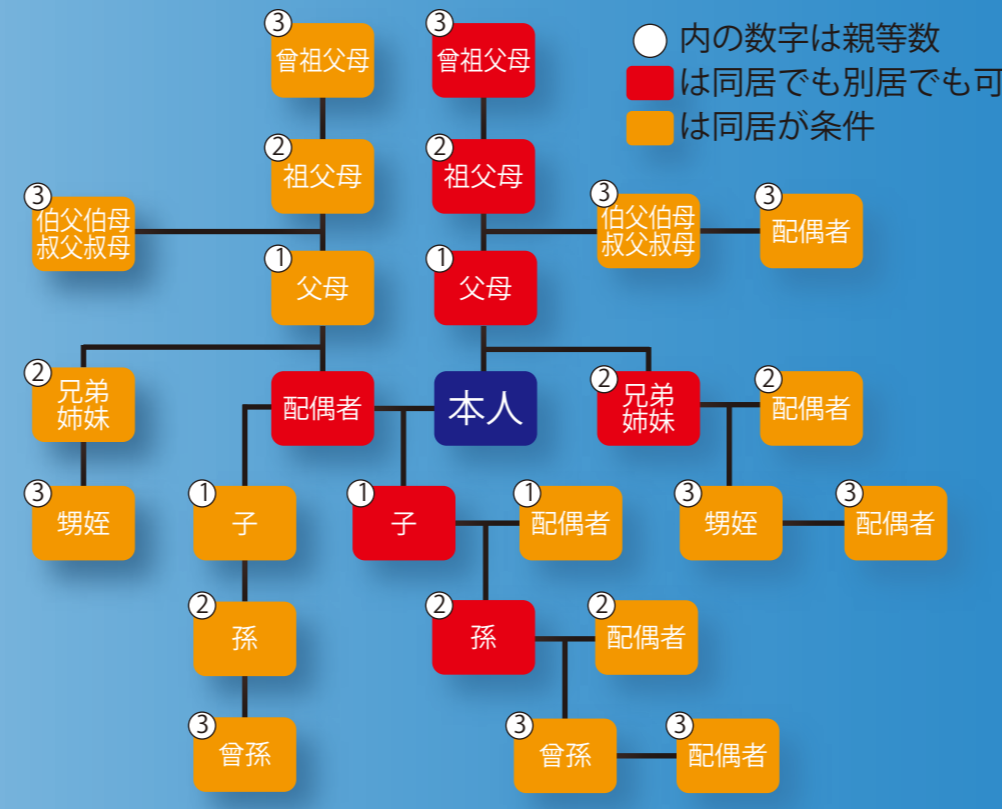
【父母が死亡した時】
 20,000 円 ※服喪期間7日間特休

【祖父母・本人の兄弟姉妹が死亡した時】
 10,000 円 ※服喪期間3日間特休

【配偶者父母が死亡した時】
 10,000 円 ※服喪期間3日間特休

FCF より **弔慰金**
 ○会員、又はその配偶者、もしくは一親等の血族(実父・実母・実子)が死亡した時

◇会員 50,000 円
 ◇配偶者 30,000 円
 ◇一親等血族 10,000 円
 ※血族とは会員と血のつながりがある人



怪我や病気になった時

FCF より **傷病見舞金**
 ◇30～90日未満 10,000 円
 ◇90日以上 20,000 円
 ※会員が傷病により継続欠勤をしたとき(1疾病につき1回、且つ1年度につきいずれか1回に限る)

災害にあった時

FCF より **住宅災害見舞金**
 ○会員が火災・風・水害により居住家屋に著しい損害を受けたとき

◇火災 ～ 100,000 円
 ◇自然災害 ～ 30,000 円
 (被害状況により給付額が変動します)
 ◇住宅災害による同居親族の死亡 10,000 円
 ※罹災証明書が発行されるものに限る

資金が必要な時

会社より (対象者：パート、アルバイトを除く従業員)

【結婚貸付金】 限度額 500,000 円
 ※披露宴の見積もり等証明できる書類の提出要

【学資貸付金】
 ◇高校入学 限度額 800,000 円
 ◇専門学校・短大入学 限度額 1,000,000 円
 ◇大学入学 限度額 1,500,000 円
 ※全てにおいて入学・在学証明書等の提出要

【敷金等貸付金】 限度額 700,000 円
 ※入居契約時の見積もり書類の提出要

【一般貸付金】
 ◇勤続5年以上の者 限度額 500,000 円
 ◇勤続5年未満の者 限度額 200,000 円
 ※使用目的要

その他の諸手当

会社より **【住宅手当】** 14,000 円
 ※世帯主に限り、正社員に限る

【扶養手当】
 ◇配偶者 9,000 円
 ◇第一子 7,000 円
 ◇第二子以降 6,000 円
 ◇父母 6,000 円
 ※正社員に限る

【運転手当】
 ◇社用車を運転した場合、1kmにつき15円